

令和8年度姫路市ものづくり開発奨励補助金 募集要領

姫路市の産業の振興を図るため、電子、機械、化学等の分野で、新製品又は新技術の開発等を行う市内中小企業者に対して、助成を行います。

1 対象者

姫路市内に主たる事業所（法人：本社、個人事業主：主たる店舗等）を有する中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主）。

※姫路市税の滞納のない者に限る。

2 募集分野および条件

電子、機械、化学等の分野における新製品又は新技術の開発等で、令和8年度中に開発等が完了したもの又は完了見込みのもの

3 補助上限額

100万円

※補助率 10/10

4 補助対象経費

新製品又は新技術の開発等に要する経費のうち、基礎研究費、機械、器具等の購入費その他これらに準ずる経費

経費区分	内容
基礎研究費	原材料費、外注加工費、人件費、試験検査費等
機械、器具等の購入費	機械装置、工具・器具等の購入に要する経費
その他	市長が必要と認める経費

※飲食費については対象となりません。

※汎用性のある機器等（パソコン、机など）については、補助対象外です。

※人件費については、本補助事業に直接関与する者の直接作業時間に対する費用とします。時間給の計算の基礎となるのは基本給のみとし、一切の手当や賞与は含みません。

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた金額となります。

※補助対象経費は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間（過去3か年）に、補助事業の実施に要し、かつ、支払いが完了した経費に限ります。

※補助事業との関連性が認められない場合、補助対象経費として適当でない場合又は支払を証する書類が提出できない当該経費は、補助対象外となります。

5 申請手続き等

(1) 交付申請

① 申請期間

令和8年10月13日（火）～令和8年12月11日（金）

② 申請方法と提出先

本補助金の申請書類は、下記までご提出ください。

※郵送でも受付しています。【当日消印有効】

※提出された書類は返却しません。

※申請書類一式のデータを別途ご提出いただきます。

（提出方法については、後日ご案内いたします。）

<提出先・郵送先>

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地（本庁舎9階）

姫路市産業振興課

③ 提出書類

書類名	説明
ア ものづくり開発奨励補助金交付申請書	
イ ものづくり開発事業計画書	
ウ 登記事項証明書の写し（法人のみ）	本店の所在地、法人設立日及び役員名を確認できるもので、申請前 <u>3か月以内</u> に発行されたものに限りします。
エ 住民票および事業実態を証するための書類の写し（個人事業主のみ）	住民票は申請前 <u>3か月以内</u> に発行されたものに限りします。 事業実態を証するための書類は、確定申告書、営業許可証、事業用の通帳写し、契約書などを提出してください。
オ 実用新案登録、特許等に係る申請書、通知書等の写し	該当がある場合に提出してください。
カ 新製品・新技術に係る詳細説明書、写真、図面、パンフレット等	様式は任意です。
キ 姫路市税滞納無証明書（原本）	姫路市に納税義務のある者で、申請前 <u>2週間以内</u> に発行されたものに限りします。 ※姫路市役所税務部窓口等で発行していますので、取得される際は、窓口で「滞納無証明書」を取得したい旨お伝えください。
ク その他市長が必要と認めるもの	

(2) 検討会議

令和9年1月下旬に、学識経験者等からなる検討会議において、プレゼンテーションを行っていただきます。

※応募多数の場合は書類審査により、プレゼンテーション実施企業を上位10社程度とする場合があります。

※検討委員は、兵庫県立大学、姫路獨協大学、兵庫県立工業技術センター等の学識経験者等となる予定です。

(3) 交付決定

申請書類及びプレゼンテーションの内容に基づき審査を行い、令和9年2月上旬頃に、交付の可否決定結果を通知します。

※補助対象事業は3件程度の決定を予定しています。（ただし、必ずしも3件選ばれるとは限りません。）

(4) 補助金の支払について

補助金の交付決定を受けた場合は、令和9年3月31日までに補助事業を完了（補助対象経費の支払いを含む。）した上で、事業完了から10日以内に補助事業実績報告書その他必要書類を提出してください。

交付決定時点で既に補助事業が完了している場合は、交付決定後10日以内に提出してください。

※交付決定後に必要な提出書類については、別途ご案内します。

(5) その他

- ① 事業実績報告時には、補助対象経費に係る支払を証する書類（請求書、領収書又は振込明細書等）を提出していただきます。
- ② 申請者名義で支払したものに限りします。
- ③ 経費の支払を証する書類については、原則として、宛名、取引内容、金額、取引日及び支払日が確認できるものとしてください。
- ④ 補助対象経費について、支払の事実、補助事業との関連性又は金額の妥当性を確認できる書類が提出されない場合は、補助対象外となる場合があります。
- ⑤ 補助金の申請に係る資料は、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しておいてください。
- ⑥ 要綱の規定に違反したときや虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けようとし、又は受けたことが明らかになったときは交付決定を取り消すことがあります。
- ⑦ 補助対象事業者に対して、証の授与式を実施し、事業内容を公表する予定です。
- ⑧ 対象者の要件を満たしていない者の申請書類を除き、提出された書類はお返ししません。
- ⑨ 申請対象の新製品又は新技術の開発に関して、国、地方公共団体その他の団体から補助金等の交付を受けた経費については、当該補助金等の額に相当する額を補助対象経費から控除します。

- ⑩ 審査の判定内容に関する問い合わせについては、応じられませんのでご了承ください。

6 検討会議における審査項目について

審査のポイント	
評価項目	基準
新規性、独創性はあるか	・着想がユニークであるか ・今までにはない（業界等において既に普及しているものではない）新しい製品（技術）であるか。 ・技術等の利用方法に意外性、独自性があるか。
卓越性、優位性はあるか	競合する製品（技術）、類似する製品（技術）に比べ、①②における卓越性、独自性があるか。 ①製品の品質、性能（操作性、利便性） ②製造工程における生産性（コスト、スピード）
市場性、将来性はあるか	・ターゲットとするマーケットが明確にされており、かつ適切であるか。 ・市場調査により価格に見合った適正または割安な提供価格を設定しているか。 ・いわゆる「ヒット商品」となることが期待できるか。（販売中の製品にあつては、高い売上実績があるか。）
ビジネス戦略、経営改革の視点はあるか	・付加価値を高めることにより、利益率の高い製品（技術）であるか。 ・自社の技術等（特許等）を独占的に活用し、知的財産権に対して配慮がなされているか。 ・市場を直接開拓することにより、下請けからの脱却または特定の顧客への依存度を下げることができる製品（技術）開発であるか。
地域性等はあるか	・地域の大学との共同研究を基に開発した製品（技術）であるか。 ・地域の企業との連携、協力により開発した製品（技術）であるか。 ・姫路市の他の中小企業、地場産業に良い波及効果が期待できる製品（技術）であるか。（市内の中小企業から部品を調達している、開発した製品（技術）が他の中小企業のデジタル化、生産性向上に寄与する等） ・姫路市または姫路市のものづくり産業、地場産業のプレゼンスを高めることのできる製品（技術）開発であるか。 ・姫路市の農林水産業や観光産業、飲食サービス業などの製造業以外の産業にも良い波及効果が期待できる製品（技術）であるか。
SDGs に寄与する製品（技術）であるか	17の目標いずれかに寄与、配慮した製品（技術）であるか。

7 スケジュール

1 交付申請

(申請受付期間：令和 8 年 10 月 13 日 (火) ～令和 8 年 12 月 11 日 (金))



2 検討会議（プレゼンテーションの実施）（令和 9 年 1 月下旬頃）



市 審査・交付可否決定書発送（令和 9 年 1 月末頃）



3 補助事業実績報告書等の提出

※補助事業の完了後 10 日以内に、実績報告書その他必要書類を提出してください。

（交付決定時点で既に補助事業が完了している場合は、交付決定の日から 10 日以内に提出してください。）

※事業は令和 9 年 3 月 31 日までに完了してください。

（経費の支払も上記期日までに完了している必要があります。）



市 証の授与、HP で交付決定事業者、事業内容を公表
（令和 9 年 2 月上旬頃）



市 口座振込による補助金の交付（実績報告の審査後、随時）

8 お問い合わせ先・提出先

姫路市産業振興課

住所：姫路市安田四丁目 1 番地

電話：0 7 9 - 2 2 1 - 2 1 5 8

Mail：sankou@city.himeji.lg.jp

※平日 9 時から 1 7 時まで（1 2 時から 1 3 時を除く）